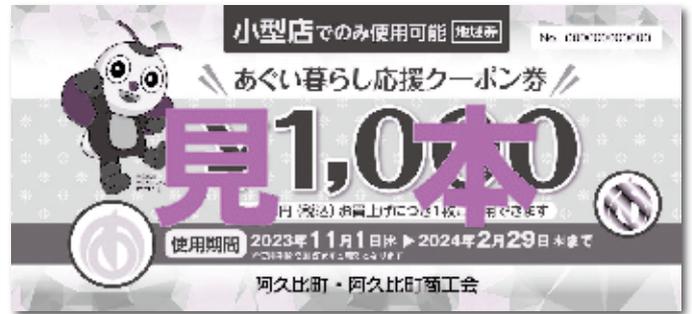


最終確認

「あぐい暮らし応援クーポン券」の使用期限は2月29日(木)
事業者の換金期限は3月8日(金)



クーポン券をまだ使用していない方は、注意事項をよく確認し、2月29日(木)までに町内の取扱加盟店で使用してください。

■注意事項

- ▽使用期限を過ぎたクーポン券は使用できません。
- ▽未使用分の払い戻しなどはできません。必ず期限までに使用してください。
- ▽購入金額1,200円(税込)につき、クーポン券1枚(1,000円)を使用できます。差額は現金などでお支払いください。
- ▽大型店・小型店で利用できる共通券2枚と、小型店でのみ利用できる地域券1枚がセットになっています。券の種類によって使用可能店舗が異なりますのでご注意ください。
- ▽不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの、国税、地方税、使用料などには使えません。また、現金と引き換えはできません。
- ▽紛失や破損などによるクーポン券の再発行はできません。

■使用可能店舗

町内のクーポン券取扱加盟店(商工会または町ホームページ、クーポン券裏面の二次元コードから店舗を確認できます)



◀クーポン券の詳細について

事業者の方へ

使用済みクーポン券の換金期限は、3月8日(金)までです。期限を過ぎると換金できませんので、ご注意ください。期限間近は窓口が混み合うことがありますので、早めの換金をお願いします。

■換金方法

使用済みクーポン券の裏面に店舗名を記入(ゴム印可)し、産業観光課(2階19番窓口)まで持参してください。支払いは後日、口座へ振り込みます。

■問い合わせ先 産業観光課商工観光係 ☎(48) 1111(内1225・1226)

申請はお済みですか？

低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給しています。

対象となる方で、申請がまだお済みでない方は早めに申請してください。対象者や所得制限など、詳細は町ホームページをご覧ください。

※ 令和5年度中に、この給付金を受給済みの方は対象外となります。

■支給額 児童1人当たり5万円

■申請期限 2月29日(木)

■申請・問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係
☎(48) 1111(内1124)



▲ひとり親世帯の方
(児童扶養手当の支給対象
相当の収入である方)



▲ひとり親世帯以外の方
(令和5年度の住民税(均等割)非課税
もしくは非課税相当の収入である方)

